

芽室町の部活動の在り方に関する方針



平成 31 年 4 月

芽室町教育委員会

(令和 5 年 6 月改定)

1 本方針の策定の趣旨等

学校における部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われ、スポーツや文化活動を通して学習意欲の向上や責任感・連帯感の涵養などのほか、異年齢との交流の中で、好ましい人間関係の構築を図ったり、活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びや経験の場として教育的意義が大きいものである。

また、生徒の学校生活や等の影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々との触れ合いや様々な体験を通してバランスのとれた生活や心身の成長に配慮するとともに、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮する必要がある。

本方針は、学校教育の一環として行われる中学校段階での部活動を対象とし、生徒にとって望ましい部活動の環境を整えるという観点に立ち、スポーツ庁が定めた「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁が定めた「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」や、北海道・北海道教育委員会が定めた「北海道の部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、合理的でかつ効率的・効果的に行われる部活動の在り方を念頭に策定するものである。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 校長は、本方針に基づき毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

イ 部活動顧問は、学校の活動方針に基づき、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日程等）を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、上記の活動方針及び活動計画等を学校だよりなどにより公表し、保護者や生徒に周知する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教員の人数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全性の確保、教員の負担軽減の観点から、円滑に部活動が実施できるよう、

適正な数の部を設置する。

イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体が効率的・効果的に実施される必要があることを踏まえ、可能な限り部活動ごとに複数の顧問を配置するなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制が構築されるよう十分考慮する。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

(1) 運動部活動の適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、部活動の実施に当たっては、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成 25 年 5 月 文部科学省）に基づき、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスの取れた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、過度な練習が必ずしも体力・運動能力の向上に繋がらないこと等を理解するとともに、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られるよう指導を行うこと。

ウ 校長及び運動部顧問は、気象庁等の情報等に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮するとともに、場合によっては、活動の変更や中止も視野に柔軟に対応するものとする。

(2) 文化部活動の適切な指導の実施

ア 校長及び文化部顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（バランスの取れた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。町教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 文化部顧問は、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られるよう指導を行うこと。

(3) 部活動用指導手引の活用

校長は、部活動顧問に対し、関係団体等が作成した部活動用指導手引を活用して、合理的でかつ効率的・効果的な指導を行うよう指導する。

4 適切な休養日の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

- ① 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上は休養日とする。）。
- ② 週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ③ 学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とする。
- ④ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。
また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ⑤ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ⑥ 大会等の当日において、活動時間が3時間以上になる場合は、十分な休養を取ることができるよう、その後の休養日や活動時間を設定する。
- ⑦ 気象庁等の熱中症警戒アラートが発せられた時間帯は、原則として活動を行わない。

5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置

ア 校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができるよう部活動の設置について努める。

イ 校長は、少子化に伴う部員の減少等により、単一の学校では特定の競技・文化活動を行うことができない場合は、複数校による合同部活動の取組を推進する。

(2) 地域との連携

ア 教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ・文化活動の環境の充実の観点から、学校や地域の実情に応じて、地域のスポーツ・文化関係団体との連携や保護者の理解と協力、民間事業者の活用等により、学校と地域がともに子ども育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化活動の環境整備に努める。

イ 教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者がともに子どもの健全な成長のための教育、スポーツ・文化活動の環境の充実を支援するパートナーという考えのもとで、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮して、学校の部活動が参加する大会等（地域からの要請により参加する地域の行事・催し等を含む。）の全体像を把握し、参加する大会等を精査する。

7 その他

ア 部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動であることを踏まえ、校長は部活動顧問に対して、部活動顧問と生徒の両者の信頼関係づくりが活動の前提となること、指導に当たっては、体罰や生徒の人間性・人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為は許されないことなどを指導・徹底する。

イ 部活動顧問は、生徒のリーダー的な資質や能力の育成とともに、協調性・責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意すること。